

令和5年3月8日

医学科生 各位

医学部長

医学科における学生の行動制限について【第40報】

最近の県内感染者ならびに医学科生の健康管理システムへの入力状況に鑑み、令和4年12月28日付で通知しました「医学科における学生の行動制限について【第39報】」を、下記の下線部のとおり更新しましたので、令和5年3月1日付理事（学生・国際担当）通知「学生の行動制限について」及び本通知並びに最新の医学部長通知「令和4年度授業実施について」を遵守してください。

この行動指針は、みなさん自身や周りの大切な人が重症化や後遺症のリスクに晒される危険性を軽減し、もしみなさんが感染した場合にSNS等を通じた言われなき誹謗中傷から自身の身を守るために必要なものです。医学生としての自覚を持って行動して下さい。

◎今回の主な改正点

【会食等について】

- ・人数制限を撤廃。ただし、長崎県のCOVID-19新規感染者数やコロナ病床使用率の増加状況によっては制限を強化することがあるので、注意すること。
- ・追いコンは許可するが、2次会、複数名でのカラオケ、ライブハウス及び接待を伴う飲食店の利用は厳禁とする。

【宿泊について】

- ・「原則シングルルームに宿泊」を撤廃。ただし、原則として新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じている宿泊施設を利用し、当該施設の感染対策等（宿泊人数等の条件を含む。）を厳守すること。

記

（1）日常的な感染防止対策と健康管理について

・日常的な感染防止対策として、不織布マスク着用、手洗い、3密回避などの感染防止対策を取るとともに、以下の健康管理事項①②を遵守し、慎重に行動すること。ただし、屋外で十分な距離（2m以上）が確保できる場合、屋外でほとんど会話がないうち、屋内でも十分な距離が確保できほとんど会話がないうち場合には、マスクを外すことも可能。熱中症リスクも考え、政府の見解に従い行動すること。

健康管理事項

① 「長崎大学健康管理システム」<https://hms.hc.nagasaki-u.ac.jp/>による自らの健康状態の把握

② 行動記録の記帳による自らの行動の十分な把握

・発熱や呼吸器症状等の風邪の症状がある場合は、登学を控え、医療機関を受診すること。この場合、かかりつけ医がある場合はかかりつけ医を受診し、かかりつけ医がない場合は本学保健センター又は近くの医療機関へ電話で相談すること。

なお、解熱鎮痛剤（市販薬を含む）を持っていて使用できる場合は、検査キットによる自主検査も可能とする。

また、他人との接触は控え、解熱鎮痛剤を服用のうえ自宅で療養すること。併せてWEBにより検査キットの申込みを行い、届いた検査キットを用いて検査すること。（検査キット既に持っている場合は、それを利用すること。ただし、「研究用」は使用できない。）（※1,2）

・保健センター TEL：095-819-2213, 2214

・近くの医療機関（長崎県診療・検査医療機関検索 MAP で探すこと。）

<https://shinryoukensa.pref.nagasaki.jp/>

（※1）長崎県：抗原検査キットの配布について

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/corona_zigyousha_05-kansensho/kensakittohaisou/

（※2）検査の結果「陽性」となった場合は長崎県陽性者判断センターに連絡すること。

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/corona_zigyousha_05-kansensho/youseishatourokusenta/

陽性者、濃厚接触者（保健所から濃厚接触者と指定された者及び陽性者と同居している者）となった場合には、医学部医学科学務担当窓口（gakumukakari_med@ml.nagasaki-u.ac.jp）に速やかに報告すること。

※ 登学禁止における授業等の出欠の取扱いについて

本通知の行動制限を遵守したにもかかわらず、感染者、濃厚接触者又はPCR検査対象者等となったことにより、保健所又は大学からの指示により登学禁止となった場合には、その期間の授業、試験等については、欠席扱いとしないこととする。教養教育科目及び専門教育科目においては科目責任者に、ゼミナールなど班別の授業及び臨床実習においては指導教官及び指導医に可能な限り事前に連絡すること。

（2）海外への渡航・海外からの入国等について

・海外への渡航については、外務省感染症危険情報レベル2及び3の国・地域への渡航禁止を継続する。ただし、大学間協定に基づく交換留学等を対象に、「海外渡航における留意事項」を遵

守できる場合に限り可能とする。

また、レベル1の国・地域への渡航は、「渡航に関する確認書」を遵守できる場合に限り可能とする。

・海外からの入国については、海外から入国した者については、冒頭二重下線部健康管理事項①②を遵守した上で入国時の水際対策に則り行動すること。登学に際しては、「登学許可願」を、学務課をとおして医学部長に提出のうえ、登学の許可を得ること。なお、体調不良があれば即座に登学を停止し、最寄りの医療機関の診療を受けること。

(3) 会食等について

医学科生においては、定期試験日1週間前から試験終了まで家族（パートナーを含む）等の同居者以外の者との会食を禁止する。また、友人宅等で集まって試験勉強をすることも控えるようにする。なお、上記制限については令和5年度より廃止する。

その他の期間における家族（パートナーを含む）以外の者との会食は、以下のすべての条件（1～4）に留意して実施すること。ただし、長崎県のCOVID-19新規感染者数やコロナ病床使用率の増加状況によっては制限を強化することがあるので、注意すること。

1. 5日以内に体調不良があるものを参加させない。
2. 利用する飲食店については、「感染対策の第三者認証を取得した店」の利用を強く推奨する。
3. 自らも3密回避及び感染予防に徹するとともに、会食前後の手洗いや手指消毒を必ず行うこと。
4. 2次会、複数名でのカラオケ、ライブハウス及び接待を伴う飲食店の利用は禁止する。

(4) 宿泊について（理事通知の内容と同じ）

・原則として、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じている宿泊施設を利用し、当該施設の感染対策等（宿泊人数等の条件を含む。）を厳守すること。

(5) その他

・離島で臨床実習を行う学生については、担当の医学科指導教員からの指示に従うこと。

以 上